

承 諾 書

東京都公立大学法人理事長 殿

記入例

このたび、下記により、貴法人に臨時職員として雇用されるに当たっては、法人の規則・規程等に従い、誠実かつ公正に職務を執行し、雇用期間が終了したときは異議なく退職することを承諾します。

記

契約期間	期間の定めあり (令和3年(2021年)4月1日から令和4年(2022年)3月31日まで) 本件契約は有期雇用契約であり、令和4年(2022年)4月1日以降の雇用更新を保証するものではない。 ただし、期間満了時の業務量、被雇用者の勤務成績、勤務態度、能力、雇用主の経営状況、従事している業務の進捗状況等を勘案し、本件契約を更新する場合がある。 (現時点における通算契約期間の上限まであと 月) ※本雇用契約期間を含む)
就業の場所	東京都立大学 人文社会学部●●教室●●研究室
雇用区分	(一般 , 専門(A●B●C) , 肉体(A●B) , 保健師等 , 司書)
従事すべき業務の内容	文書等の発送作業、●●に係る文献の収集
始業・終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業・終業の時刻 ①又は②の時間とする。 ①10時00分から17時00分まで、②13時00分から17時00分まで。 業務の必要上始業・終業時刻を繰り上げまたは繰り下げることがある。 2 休憩時間 (勤務時間が6時間を超える場合は休憩60分間を含むなし) 3 所定時間外労働 無 ※ 勤務予定の詳細は、別紙「勤務時間管理簿」のとおり。
勤務時間	(週当たり20時間未満、週当たり20時間以上31時間未満)
休日	土・日曜日及び指定する曜日、国民の祝日、年末・年始(12月29日から1月3日まで)。ただし、勤務所属によつては、週休日が日曜日及び指定する曜日となる場合がある。また、東京都公立大学法人の行事等により出勤となる場合がある。
休暇	(令和 年(20 年) 月 日に 日を付与する場合がある。, なし) 休暇取得日の賃金は、東京都公立大学法人臨時職員就業規則による。
賃金	1 基本賃金 時給 1,300円。昇給なし、退職手当なし、賞与なし。 通勤条件により通勤手当を支給する。ただし、主たる就学場所に勤務する本学学生へは支給しない。 2 所定時間外労働に対する割増報酬率 原則なし。不慮の状況により、超過勤務が生じた場合は労働基準法の定めるところによる。 3 賃金の支給方法 当月分を翌月末に本人指定の金融機関口座に振り込む。
退職に関する事項	1 雇用契約更新上限年齢 有(65歳) 2 自己都合の手続き(退職する30日以上前に届け出ること) 3 その他の退職事由 ①本承諾書に掲げる契約期間が満了したとき 雇用契約期間満了日 ※雇用契約を更新するときは①を適用しない。 ②東京都公立大学法人の役員に就任するとき 就任日の前日 ③死亡したとき 死亡日 4 法人が解雇することができる事由 ①勤務成績が不良なとき ②心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき ③その他職務を遂行するために必要な資格又は適格性を欠くとき ④業務上又は経営上やむを得ないとき

コメントの追加 [A1]: 雇用期間

コメントの追加 [A2]: 雇用期間最終日の翌日

コメントの追加 [A3]: 空欄にしてください

コメントの追加 [A4]: 就業場所

コメントの追加 [A5]: 選択してください

コメントの追加 [A6]: 業務内容

コメントの追加 [A7]: 勤務時間

コメントの追加 [A8]:

6時間を超える勤務では、45分以上の休憩時間が必要です(60分でも構いません)

コメントの追加 [A9]: 選択してください

コメントの追加 [A10]: 空欄にしてください

コメントの追加 [A11]:

賃金単価をご記入ください。

※2021年度 賃金単価

一般業務 : 1,050円

専門業務A : 1,170円

専門業務B : 1,300円

専門業務C : 1,400円

退職に関する事項	<p>5 法人が解雇する事由 禁錮以上の刑に処されたとき（ただし、情状により解雇しないこともある）</p> <p>6 解雇手続き 解雇を行う場合においては、少なくとも30日前にその予告をするか、又は労働基準法第12条に定める平均賃金の30日分を支給する。ただし、予告日数は、平均賃金を支払った日数に応じて短縮することができる。</p>
	<p>1 社会保険 対象外, 厚生年金 健康保険 その他 ())</p> <p>2 雇用保険の適用 (有 , 無)</p> <p>3 所得税 (源泉徴収なし , 實金額に応じた所得税源泉徴収あり)</p> <p>4 本書に記載した各種労働条件は変更となる場合がある。</p> <p>5 安全及び衛生に関する事項 次に該当する場合、法人の就業を禁止することがある。 ①病気伝播のおそれのある伝染性の疾病にかかったとき ②心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれがあるものにかかったとき ③その他理事長が必要と認めるとき</p> <p>6 表彰及び懲戒に関する事項 (1) 次に該当する場合、表彰されることがある。 ①業務の改善、業務の効率の向上等に多大な功労があったとき ②法人の名誉となり、又は教職員の模範となる善行を行ったとき ③その他必要と認めるとき (2) 次に該当する場合、懲戒に処することがある。 ①東京都公立大学法人臨時職員就業規則その他の法人規則等に違反したとき ②職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき ③法令違反その他法人の職員としてふさわしくない非行があったとき ④故意又は重大な過失により法人に損害を与えたとき</p> <p>7 無期労働契約への転換に関する事項 平成25年度から平成28年度までに、法人との間で雇用契約を締結したことがあり、かつその通算した期間が60月（5年）を超える者は、原則として現に締結している有期雇用契約の契約期間が満了する2か月前までに、無期労働契約転換申込書を提出することにより、現に締結している有期雇用契約の契約期間が満了する日の翌日から期間の定めのない職員（配置換え及び就業場所の変更あり、65歳定期制あり）となることができます。なお、転換後の労働条件については、規則・規程等の改正により変更となる場合があります。</p>

※ 以上のはかは、東京都公立大学法人臨時職員就業規則による。

※ 本通知書の交付は、労働基準法第15条に基づく労働条件の明示及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条に基づく文書の交付を兼ねるものである。

年 月 日

コメントの追加 [A12]:

雇用期間が2ヶ月を超える場合：源泉徴収あり

雇用期間が2ヶ月以内の場合：源泉徴収なし（※健康保険適用除外申請の手続きが必要です。）

住 所 〒
氏 名（自署）

印

コメントの追加 [A13]: 日付は必ず空欄にしてください